

平成 21 年 4 月 20 日

各 位

株式会社三井住友銀行

電子記録債権を活用したサービス提供に向けた子会社設立について

株式会社三井住友銀行（頭取 奥 正之）は、電子記録債権を活用したサービスをお客さまに提供していくため、全額出資子会社として S M B C 電子債権記録株式会社を設立いたしました。当子会社は、平成 20 年 12 月に施行された電子記録債権法に基づき関係当局から電子債権記録機関としての指定を受けることを前提に、平成 21 年下期中の営業開始を予定しております。

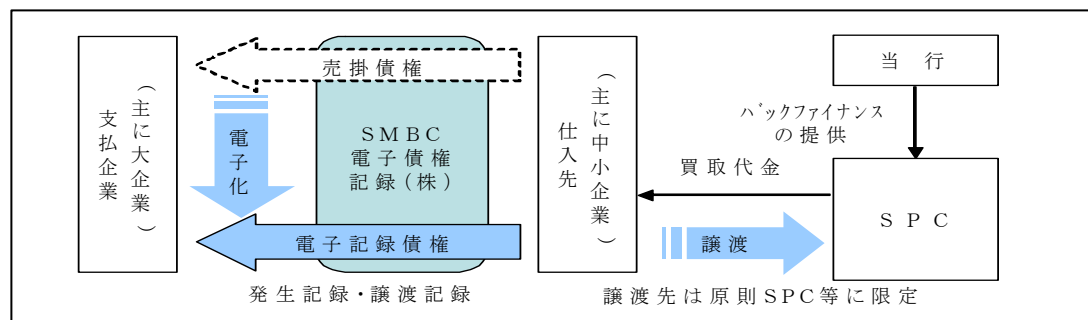
電子記録債権は電子的な記録によって発生や譲渡等の効力を生じさせることで安全かつ円滑な流通を可能にする新たな債権であることから、当行は当子会社を活用して、主に中小企業のお客さま（仕入先）が主に大企業のお客さま（支払企業）に対して保有する債権を電子記録債権化して買い取る電子記録債権版一括ファクタリング等のサービスを提供していく予定です。

なお、全国銀行協会において電子記録債権の手形的利用を想定した全銀行参加型の記録機関の設立が検討されておりますが、当子会社はこれとは異なる機能を提供する補完的な位置付けの記録機関となることを企図しております。

（子会社の概要）

商号	S M B C 電子債権記録株式会社
所在地	東京都港区三田3-5-27
純資産	10億円（資本金5億円、資本準備金5億円）
株主構成	当行100%
設立日	平成21年4月16日
代表者	中川 拓
業務内容	電子記録債権法に基づく電子債権記録業及び附帯する業務（但し電子債権記録機関としての当局からの指定を前提として業務を開始）

（電子記録債権版一括ファクタリングの概要）



以 上